

平成 28 年 11 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社オークファン  
代表者名 代 表 取 締 役 武永 修一  
( コ ー ド 番 号 3674 東証マザーズ )  
問合せ先 取締役経営管理部長 濱田 淳二  
(TEL 03-6809-0951)

### 調査報告書受領に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 10 月 14 日に公表いたしました「会計監査人の異動および一時会計監査人の選任に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、平成 28 年 9 月に、平成 27 年 9 月期および平成 28 年 9 月期における他社との売上高 30 百万円営業利益 3 百万円の特定の取引およびその類似取引について、当時会計監査人であった有限責任 あずさ監査法人から追加的な監査手続の実施を申し入れられました。その後、監査役会の調査では重要性が低いと思われる取引も含めて全ての類似取引についても調査対象範囲を広げ監査役会およびその下部組織として社外の専門家を入れたワーキンググループで調査を行ってまいりました。

本日、監査役会からワーキンググループの調査結果を記載した報告書を受領いたしましたので、その概要と今後の対応方針について、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 監査役会下部組織のワーキンググループによる調査結果

監査役会の下部組織として設置されたワーキンググループの調査結果の概要につきましては、別添の「調査報告書」をご覧ください。なお、プライバシーおよび機密情報保護等の観点から、個人名および会社名等につきましてはアルファベットおよび数値に置き換える等しております。

また、ワーキンググループは、以下のとおり、当社の常勤監査役 1 名並びに外部専門家である公認会計士 1 名および弁護士 1 名で構成されております。

委員長：常勤監査役 平野 良一  
委 員：公認会計士 能勢 元 (東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社)  
委 員：弁護士 松村 正哲 (松村総合法律事務所)

## 2. 訂正による影響額

### (1) 連結財務諸表への影響

(単位：千円)

期	項目	訂正前	訂正後	影響額
平成27年9月期 通期	売上高	1,507,513	1,449,513	△ 58,000
	営業利益	171,133	140,779	△ 30,353
	経常利益	172,887	142,533	△ 30,353
	当期純利益	201,862	182,192	△ 19,670
	純資産	2,162,500	2,142,830	△ 19,670
	総資産	4,285,301	4,269,983	△ 15,318
平成28年9月期 第1四半期	売上高	513,673	526,798	13,125
	営業利益	83,857	104,810	20,953
	経常利益	101,038	121,991	20,953
	親会社株主に帰属する四半期純利益	143,172	156,703	13,531
	純資産	2,253,281	2,247,142	△ 6,138
	総資産	4,479,223	4,479,784	561
平成28年9月期 第2四半期	売上高	1,062,657	1,075,782	13,125
	営業利益	205,167	229,663	24,496
	経常利益	211,744	236,291	24,546
	親会社株主に帰属する四半期純利益	262,656	278,423	15,767
	純資産	2,266,222	2,262,319	△ 3,903
	総資産	4,539,733	4,533,730	△ 6,003
平成28年9月期 第3四半期	売上高	1,885,517	1,898,642	13,125
	営業利益	267,336	292,128	24,792
	経常利益	280,851	305,693	24,842
	親会社株主に帰属する四半期純利益	300,533	316,517	15,984
	純資産	2,289,876	2,286,191	△ 3,685
	総資産	4,498,096	4,492,416	△ 5,680

### (2) 個別業績への影響

(単位：千円)

期	項目	訂正前	訂正後	影響額
平成27年9月期 通期	売上高	1,327,366	1,269,366	△ 58,000
	営業利益	256,527	226,174	△ 30,353
	経常利益	261,187	230,834	△ 30,353
	当期純利益	127,033	107,363	△ 19,670
	純資産	2,052,223	2,032,553	△ 19,670
	総資産	4,000,401	3,985,082	△ 15,318

## 3. 監査役会の調査結果を受けた今後の対応方針

当社は、監査役会の調査結果を受けて、本日、以下の過年度の決算短信等の一部を訂正し公表いたします。

- ・平成27年9月期 決算短信 【日本基準】 (連結)
- ・平成28年9月期 第1四半期決算短信 【日本基準】 (連結)
- ・平成28年9月期 第2四半期決算短信 【日本基準】 (連結)

・平成28年9月期 第3四半期決算短信 【日本基準】 (連結)

なお、平成28年9月期決算短信の開示については予定どおり本日公表いたします。

また、過年度の有価証券報告書等につきましては、前任の監査法人による監査において無限定適正意見を受けておりますが、過年度の有価証券報告書等の訂正についても、監査法人アリアの監査を実施しており、平成28年9月期有価証券報告書提出予定日である、平成28年12月26日までに提出できる見込みであります。

当社は、別添の「調査報告書」にも記載されております、監査役会下部組織のワーキンググループが認定した事実と原因分析に基づいた再発防止策の提言を真摯に受け止め、具体的な再発防止策を策定のうえ実行してまいります。なお、具体的な再発防止策は、決定次第、速やかに公表いたします。

本件に関しまして、株主様をはじめ投資家の皆様および関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。

また、代表取締役である武永修一は、当社の経営トップとしての道義的な責任をとるため、役員月額報酬の30%を3ヶ月分、自主返納することといたします。

今後は、可能な限り早期に具体的な再発防止策を策定・実行し、信頼の回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上

---

---

# 調査報告書【開示版】

---

---

株式会社オークファン 調査委員会

平成 28 年 11 月 11 日

## 目次

第1 調査に至る経緯 .....	4
1 会計監査人からの追加的な監査手続の実施の申入れ .....	4
2 監査役会による調査の開始 .....	4
3 監査役会下のワーキンググループとしての当委員会の設置.....	4
4 会計監査人の異動と一時会計監査人の選任.....	4
第2 調査の概要.....	5
1 当委員会の構成 .....	5
2 調査及び本報告書の目的 .....	5
3 調査の方法 .....	5
(1) 資料検討 .....	5
(2) デジタル分析 .....	6
(3) 関係者からのヒアリング .....	6
4 調査の限界及び前提 .....	6
第3 調査結果 .....	7
1 対象会社の事業概要及び本件各取引の概要.....	7
(1) 対象会社の事業概要 .....	7
(2) 本件各取引の概要 .....	7
2 本件各取引の具体的内容と当該取引における会計処理の妥当性について .....	8
(1) B社及びA社との取引について .....	8
(2) C社との取引について.....	10
(3) D社との取引について .....	12
(4) E社及びF社との取引について.....	17
(5) G社及びH社との取引について.....	20

<b>3 過年度決算訂正の内容と影響額 .....</b>	<b>21</b>
(1) 過年度決算訂正の会計処理 .....	21
(2) 主要な連結財務諸表項目への影響額 .....	22
<b>4 発生原因 .....</b>	<b>23</b>
(1) 人的資本的関係のある取引先との取引 .....	23
(2) 従来と異なるビジネスの急拡大 .....	23
(3) 事業計画達成に対する強い意識 .....	23
<b>第4 再発防止策について .....</b>	<b>23</b>
(1) 人的資本的関係のある取引先との取引のチェック体制の整備 .....	24
(2) 従来と異なるビジネスに対応した体制構築 .....	24
(3) 法令遵守意識の強化 .....	24

## 調査報告書

平成 28 年 11 月 11 日

株式会社オークファン監査役会 御中

株式会社オークファン調査委員会

委員長 平野 良一

委員 能勢 元

委員 松村 正哲

今般、株式会社オークファン調査委員会（以下、「当委員会」という。）は、株式会社オークファン（以下、「対象会社」という。）の監査役会から、下記**第 1,1**の経緯で対象会社が会計監査人より再検証を求められた各取引につき、会計処理の適切性に関する事実関係等の調査を求められたことに対し、下記のとおり、当委員会に調査委嘱された事項の調査結果を報告する。

## 第1 調査に至る経緯

### 1 会計監査人からの追加的な監査手続の実施の申入れ

対象会社は、当時対象会社の会計監査人であった有限責任 あずさ監査法人（以下、「あずさ監査法人」という。）から、平成28年9月6日付けで「追加的な監査手続について」と題する書面の提出を受けた。同書面によれば、あずさ監査法人は、追加的な監査手続を実施する必要があると判断しており、具体的には、対象会社と株式会社A（以下、「A社」という。）及び株式会社B（以下、「B社」という。）との間で平成27年9月に行われた取引及びその類似取引について再検証をする必要があると判断しているとのことであった。

### 2 監査役会による調査の開始

これを受けて対象会社は、直ちに監査役会において再検証を実施し、その結果を、平成28年9月12日付け期中監査調書として、あずさ監査法人に対して提出した。

### 3 監査役会下のワーキンググループとしての当委員会の設置

平成28年9月15日、監査役会とあずさ監査法人との間で面談が行われた。この席上、あずさ監査法人は監査役会に対し、追加的な監査手続の一環として専門性の高い社外者による調査を行うように要請した。そこで、監査役会は、あずさ監査法人と協議の上、監査役会としての調査結果により独立性、客観性を持たせるため、監査役会下のワーキンググループとして当委員会を設置することとし、同月21日開催の臨時監査役会において、その旨決議した。

なお、当委員会は、「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準拠した委員会としては設置されていない。

### 4 会計監査人の異動と一時会計監査人の選任

同年10月14日、対象会社とあずさ監査法人は監査契約を合意解除し、解除合意書を作成した。同日、監査役会は、会社法346条4項及び6項に基づき、監査法人アリアを一時会計監査人として選任した。そして、対象会社は、あずさ監査法人との監査契約合意解除及び監査法人アリアの一時会計監査人（以下、「会計監査人」という。）選任について、同日、プレスリリースにて開示した。



同日及び同月 18 日、あずさ監査法人は監査法人エリアに対し、監査基準委員会報告書 900「監査人の交代」に基づき、監査業務の引継を行った。

## 第 2 調査の概要

### 1 当委員会の構成

当委員会の委員は、以下のとおり、対象会社の常勤監査役 1 名並びに外部専門家である公認会計士 1 名及び弁護士 1 名で構成される。

委員長：常勤監査役 平野 良一

委員：公認会計士 能勢 元（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社）

委員：弁護士 松村 正哲（松村総合法律事務所）

### 2 調査及び本報告書の目的

当委員会は、あずさ監査法人が平成 28 年 9 月 6 日付け「追加的な監査手続について」と題する書面をもって再検証することを求めた各取引及び当委員会が必要と認める取引に関して、以下の事項を目的としている。

- ① 事実関係及び問題点の調査分析
- ② 会計処理についての検討
- ③ 当委員会が調査の過程において必要と認める一切の事項及び行為

当委員会は、上記あずさ監査法人より指摘された取引のほか、会計監査人の指摘も踏まえ、適宜必要に応じ、同種の取引についても会計処理の適切性についての調査を行った。

本報告書は、これらの調査対象取引のうち、調査の結果、訂正を要すると認められた取引（以下、「本件各取引」という。）について、その概要や訂正を要する理由等について報告し、再発防止策について提言するものである。

### 3 調査の方法

当委員会は、以下の方法による調査を行った（以下、当委員会による調査を「本件調査」という。）。

#### (1) 資料検討

当委員会は、本件調査の目的を達成するため、関連する契約書その他の書類、会計帳簿そ

他の決算関係書類、各種社内規程、期中監査調書、メールその他の関連資料等の収集、分析及び検討を行った。

## (2) デジタル分析

当委員会は、対象会社よりメールデータの提出を受け、デジタル分析を行った。

## (3) 関係者からのヒアリング

当委員会は、上記(1)の資料検討により、本件各取引についてヒアリングを行うべき人物を選定し、協力を要請したところ、最終的に、以下の人物（敬称略）に対して、ヒアリングを実施することができた。

### 【ヒアリング実施者】

No.	氏名	役職等	実施日
1	甲	対象会社執行役員	平成 28 年 10 月 14 日, 11 月 2 日
2	乙	株式会社 D 取締役	平成 28 年 10 月 31 日
3	丙	対象会社子会社代表	平成 28 年 10 月 31 日
4	丁	対象会社執行役員	平成 28 年 10 月 27, 31 日, 11 月 1 日
5	戊	対象会社従業員	平成 28 年 10 月 31 日
6	対象会社取締役	対象会社取締役	平成 28 年 11 月 2,8 日
7	対象会社社外取締役	対象会社社外取締役	平成 28 年 11 月 9 日
8	対象会社代表取締役社長	対象会社代表取締役社長	平成 28 年 11 月 9 日

## 4 調査の限界及び前提

本報告書は、平成 28 年 11 月 11 日現在、当委員会が取得している情報に基づいて作成されているが、本件調査には、任意調査によることの限界や、時間的制約が存在した。

また、本件調査は、対象会社からの委嘱を受けて行われたものであり、調査報告は対象会社に対して、行われたものである。このため、本件調査の結果は、第三者に依拠されることを予定しておらず、いかなる意味においても、当委員会は第三者に対して責任を負わない。

本件調査は、上記 3 の方法により実施したものであり、それ以外の方法による調査は実施していない。また、上記 3 の方法により得られた情報以外の情報をもって、検証を行っていない。

### 第 3 調査結果

#### 1 対象会社の事業概要及び本件各取引の概要

##### (1) 対象会社の事業概要

対象会社は、オークション、ショッピングの商品及び価格情報の比較・検索・分析等が可能な「aucfan.com」（以下、「オークファン」という。）を運営するインターネットメディア事業を行っており、主に PC サイト、モバイルサイト及びスマートフォンサイトを運営している。対象会社は、オークファンを利用しているユーザーからサービス課金収入を、オークファンユーザー向けにサービスを告知する法人（広告主及び顧客）からネット広告収入及びマーケティング支援収入を得ている。

##### (2) 本件各取引の概要

本報告書の報告対象である本件各取引とは、以下①ないし⑤の 5 件の取引である。なお、本報告書において、金額はすべて税抜表示である。

###### ① B 社及び A 社との取引

対象会社と B 社間の作成日付を平成 27 年 9 月 1 日とする発注書に係る 30,000 千円の記事作成及び広告配信業務に関する取引、並びに対象会社と A 社間の作成日付を同日とする発注書に係る 27,000 千円の記事作成業務に関する取引

###### ② 株式会社 C との取引

対象会社と株式会社 C（以下、「C 社」という。）間の契約日付を平成 27 年 4 月 1 日とする業務委託契約書に係る 9,000 千円のインフラ構築業務等に関する取引

###### ③ 株式会社 D との取引

対象会社と株式会社 D（以下、「D 社」という。）間の契約日付を平成 27 年 4 月 1 日とする業務委託契約書及び作成日付を同年 6 月 30 日とする覚書に係る 22,000 千円の●システム構築に関する取引（以下、「(7)取引」という。）、並びに両社間の契約日付を平成 27 年 10

月 1 日とする業務委託契約書及び作成日付を平成 28 年 1 月 31 日とする覚書に係る 5,950 千円の業績評価システム構築に関する取引（以下、「(イ)取引」という。）

④ E 株式会社及び株式会社 F との取引

対象会社と E 株式会社（以下、「E 社」という。）間の契約日付を平成 27 年 5 月 1 日とする業務委託契約書に係る 12,500 千円のアプリ制作に関する取引、及び対象会社と株式会社 F（以下、「F 社」という。）間の契約日付を平成 27 年 5 月 14 日とする業務委託契約書に係る 11,875 千円のアプリ制作に関する取引

⑤ 株式会社 G 及び株式会社 H との取引

対象会社と株式会社 G（以下、「G 社」という。）間の作成日付を平成 27 年 9 月 25 日とする発注書に係る 5,000 千円のマルシェ協賛に関する取引、及び対象会社と株式会社 H（以下、「H 社」という。）間の作成日付を平成 27 年 9 月 30 日とする発注書に係る 4,900 千円のマルシェ運営委託に関する取引

## 2 本件各取引の具体的内容と当該取引における会計処理の妥当性について

### (1) B 社及び A 社との取引について

#### ア 事実関係

#### (ア) 取引先の概要及び対象会社との関係について

B 社は SEO（検索エンジン最適化）サービスを提供する会社である。A 社は、同社が顧客企業より受託した記事作成等の業務を、同社が運営する「●」という Web サイトを通じて登録会員に対して委託するクラウドソーシング事業を営んでいる。対象会社社外取締役 a 氏は、平成 27 年当時、A 社社外取締役を兼務していた。

#### (イ) 取引の経過について

##### a 契約の締結及びその内容について

平成 27 年 9 月、B 社は対象会社に対し、作成日付を同月 1 日とし、内容を「●でのライティング業務 要件：x 記事（1 記事 x 文字）」、金額を 30,000 千円とする発注書を発行した。対象会社担当者によると、同発注書に係る発注内容は、記事作成業務及び広告配信業務であった。また、対象会社は A 社に対し、同日の作成日付で、内容を「●でのライティン

グ業務 要件：x 記事（1 記事 x 文字）」、金額を 27,000 千円とする発注書を発行した。

#### **b 納品及び検収について**

記事作成業務について、仕様の決定等は A 社と B 社が直接交渉し、対象会社は関与しなかった。

平成 27 年 9 月 27 日、対象会社は A 社より、記事作成業務が完了した旨の連絡を受けた。これを受けて両社の担当者が面談を行い、対象会社の担当者は、A 社担当者のパソコン画面上にて、作成された記事の確認を行った。その後、A 社は B 社に対し直接、記事データを納品した。

また、対象会社は、広告配信業務について、同月 25 日、対象会社の会員向けメールマガジン「オークファン通信（号外 PR）」にて、B 社の顧客が運営する Web サイト「●」の広告を配信した。

その後、対象会社は B 社に対し、30,000 千円の「●」でのライティング業務につき作成日付を同年 9 月 30 日とする納品書を発行し、B 社は対象会社に対し、同業務につき作成日付を同日とする受領証兼検収合格証を発行した。また、対象会社は A 社に対し、27,000 千円の「●でのライティング業務」につき作成日付を同日とする受領証兼検収合格証を発行した。

#### **c 代金の支払及び対象会社における会計処理について**

B 社は対象会社に対し、平成 27 年 9 月 30 日、30,000 千円を支払った。一方、A 社は対象会社に対し、「●記事作成」の名目で作成日付を同月 28 日とする 27,000 千円の請求書を発行し、対象会社は、同月 30 日、対象会社に対して同金額を支払った。

対象会社は、同取引につき、同年 9 月、30,000 千円を売上げとして計上し、27,000 千円を売上原価として計上した。

#### **イ 会計処理の妥当性の検討**

##### **(7) 記事作成業務について**

前記ア(イ) b のとおり、対象会社の記事作成業務についての関与は、A 社より業務完了の連絡を受け、同社担当者のパソコン画面上で記事の確認を行ったのみであり、仕様の決定や納品等はすべて B 社と A 社が直接やりとりをした。

また、瑕疵担保責任について、対象会社と B 社間においても、対象会社と A 社間においても、瑕疵担保責任を排除するような合意はなされていない。したがって、対象会社は記事

作成業務について、B社に対して瑕疵担保責任を負っているとはいえ、A社に対し同責任を負わせていることになる。すなわち、対象会社の負う瑕疵担保責任は、A社に転嫁されているものと評価できる。

さらに、記事作成業務の成果物については、B社への納品が前提となっており、対象会社は在庫リスクを負っていない。

以上の事実を総合的に判断すると、記事作成業務についての収益表示方法は、総額表示でなく純額表示とすることが適切であると考えられる。

#### (イ) 広告配信業務について

前記ア(イ) bのとおり、広告配信業務については、対象会社が自ら広告配信を行っているので、総額表示とすることが適切である。

#### (ウ) 結論

以上より、本件取引について、下記のとおり処理することが適切である。

平成 27 年 9 月 30 日

(単位：円)

借方	金額	貸方	金額
現金預金	30,000,000	売上高	30,000,000
売上原価	27,000,000	現金預金	27,000,000
売上高	27,000,000	売上原価	27,000,000

#### (2) C社との取引について

##### ア 事実関係

#### (ア) 取引先の概要及び対象会社との関係について

C社は、SEO サービスを提供している。対象会社の社外取締役 a氏は、C社の社外取締役を兼務している。

#### (イ) 取引の経過について

##### a 契約の締結及びその内容について

C社は、平成27年6月ころ、新しいサービスとして、Webサイトのアクセス解析等の分析及び改善サービス「●」を開発中であり、同サービスのインフラ構築業務を対象会社が受託することとなった。

対象会社とC社は、契約日付を同年4月1日とする業務委託契約書を締結した。同契約書において、委託業務の内容は●に関するインフラの構築及び順位取得インフラ構築、業務完了は同年9月末日まで、委託料は9,000千円、支払期日は同年10月末日、と定められた。

また、C社は対象会社に対し、作成日付を同年4月1日として、上記委託業務につき、発注書を発行した。

その後、作成日付を同年9月1日として、両社間で「業務委託変更の覚書」が作成され、委託料の支払が同年10月から同年12月まで各月末3,000千円ずつの分割払いへと変更された。

## **b 納品及び検収について**

対象会社はC社より、上記委託業務について、作成日付を平成27年9月30日とする受領証兼検収合格証を受領した。

しかしながら、担当者間で交わされたWeb上でのチャットの履歴を見ると、対象会社担当者よりC社担当者に対し、同年10月23日、起動が可能になった旨や設定が完了した旨のメッセージが送られている。

一方、同年9月30日までに役務提供が完了したことを裏付ける証拠は、上記受領証兼検収合格証以外には提出されなかった。

したがって、当委員会としては、対象会社がC社より同年9月30日に検収を受けたとの心証を得ることができず、上記チャットの履歴より、同年10月23日に検収を受けたとの心証を得た。

## **c 代金の支払及び対象会社における会計処理について**

対象会社はC社に対し、作成日付を平成27年9月30日とする9,000千円の請求書を発行し、C社は対象会社に対し、各支払期日に請求金額を支払った。

対象会社は同取引につき、同年9月、9,000千円を売上げとして計上した。

## **イ 会計処理の妥当性の検討**

### **(7) 収益認識の妥当性**

企業会計原則において、収益認識は実現主義によると規定されており、実現主義に基づく

収益認識の要件として、一般に「財貨の移転又は役務の提供の完了」とこれに対応する「対価の成立」が求められている（第二,三B）

#### a 役務提供の完了

上記ア(イ) b のとおり、対象会社は C 社より、作成日付を平成 27 年 9 月 30 日とする受領証兼検収合格証を受領している。しかし、Web 上でのチャットの履歴において、同年 10 月 23 日に起動が可能になった旨や設定が完了した旨のやりとりが確認でき、同時点で実質的な検収を受けたものと認められる。一方で、当委員会は対象会社に対し、上記受領証兼検収合格証以外に、同年 9 月において役務提供が完了したことを示す証拠資料の提出を求めたが、提出を受けられなかった。

以上より、本件取引について、実質的な検収を受けた、平成 27 年 10 月 23 日に役務提供が完了したものと認められる。

#### b 対価の成立

本件取引について、C 社は、支払期日である平成 27 年 10 月、11 月及び 12 月の末日に 3,000 千円ずつ支払っている。

対象会社の C 社に対する対価は役務提供完了時点で成立していると認める。

#### (イ) 結論

以上より、本件取引について、下記のとおり処理することが適切である。

平成 27 年 10 月 23 日

(単位：円)

借方	金額	貸方	金額
売掛金	9,000,000	売上	9,000,000

#### (3) D 社との取引について

##### ア 事実関係

##### (イ) 取引先の概要及び対象会社との関係について

D 社は●コンサルティングを行う会社であり、従前より、対象会社は D 社より●コンサ



ルティングを受けていた。平成 27 年 2 月、対象会社は D 社の株式を 300 株（約 4.7%）取得した（その後平成 28 年 4 月に全株式売却している）。

**(イ) 前記 1 (2)③記載の(ア)取引（22,000 千円の受注取引）について**

**a 取引の経過について**

**(a) 契約の締結及びその内容について**

対象会社と D 社は、契約日付を平成 27 年 4 月 1 日とする業務委託契約書を締結した。同契約書において、委託業務内容は●システム構築、納期は同年 9 月 30 日、委託料は 16,000 千円とし、同年 10 月及び 11 月の各月末に 8,000 千円ずつ支払う、と定められた。また、D 社は対象会社に対し、●システム構築を 16,000 千円で発注する旨の作成日付を平成 27 年 4 月 1 日とする発注書を発行した。

その後、両社間で作成日付を同年 6 月 30 日とする覚書を締結し、委託料を 22,000 千円に変更し、支払については同年 10 月及び 11 月の各月末に 8,000 千円ずつ、同年 12 月末に 6,000 千円支払うこととされた。

**(b) 納品及び検収について**

対象会社は D 社より、●システム構築の名目にて 22,000 千円について、作成日付を平成 27 年 9 月 30 日とする検収書を受領した。

しかしながら、●システム構築作業を行っていた対象会社の開発オフショアグループが全社に宛ててメール配信している週報にて同作業の進捗状況が報告されているところ、同年 9 月に配信された週報には、納品があったことを窺わせるような記載がない。一方、同年 11 月 27 日に配信された週報には、D 社 PJ の最終スケジュールが確定し、納品完了が 12 月 18 日となった旨が記載され、同年 12 月 18 日に配信された週報には、D 社案件を納品した旨が記載されている。

一方、上記検収書以外に、同年 9 月末までに納品されたことを示す証拠資料は提出されなかった。

以上より、当委員会としては、対象会社が D 社より上記受注業務についての検収を受けたのは、上記週報の記載から、同年 12 月 18 日であると認定した。

**(c) 代金の支払及び対象会社における会計処理について**

平成 27 年 12 月 30 日、(ア)取引に係る委託料金の 22,000 千円が支払われた。

対象会社は同取引につき、同年 9 月に売上げとして 22,000 千円を計上した。

**(ウ) 前記 1 (2)③記載の(イ)取引 (5,950 千円の発注取引) について**

**a 取引の経過について**

**(a) 契約の締結及びその内容について**

平成 27 年 8 月ころから、対象会社は、D 社に対する発注取引を検討し、その内容について同社と交渉を始めた。交渉過程においては、5,400 千円という発注金額が前提とされ、その金額に合わせてどのような発注ができるかについて、複数の選択肢が検討された。

対象会社と D 社は、契約日付を同年 10 月 1 日として業務委託契約書を締結した。同契約書において、委託業務の内容は、①対象会社の業績評価システム構築にかかる要件定義及び画面遷移の作成（以下、「①業務」という。）、②対象会社の業績評価システム構築（以下、「②業務」という。）とされ、納期は①業務について同年 12 月末日、②業務について平成 28 年 1 月末日、委託料は①②業務それぞれ 2,700 千円、計 5,400 千円とし、支払期日は①業務につき平成 27 年 12 月末日、②業務につき平成 28 年 1 月末日、と定められた。

その後、両社は、作成日付を平成 28 年 1 月 31 日とする覚書を締結した。同覚書において、委託業務として対象会社の業績評価システム構築（追加要件）（以下、「③業務」という。）が追加され、③業務につき、納期は同年 2 月末日、委託料 550 千円、支払期日は同年 2 月末日と定められた。

**(b) 納品及び検収について**

対象会社は D 社に対し、①業務につき平成 27 年 12 月 25 日、②業務につき平成 28 年 1 月 29 日、③業務につき平成 28 年 2 月 29 日を作成日付とする受領証兼検収合格証を発行した。

もっとも、対象会社において、上記受領証兼検収合格証に係る業績評価システムが利用可能な事実は確認できるものの、実際には同システムは利用されていない。

**(c) 代金の支払及び対象会社における会計処理について**

D 社は対象会社に対し、①業務につき平成 27 年 12 月 15 日、②業務につき平成 28 年 1 月 4 日、③業務につき同年 2 月 10 日を作成日付とする請求書を発行し、対象会社は D 社に対し、各支払期日に請求金額を支払った。

また、対象会社は、(イ)取引により取得した業績評価システムにつき、平成 27 年 12 月に

2,700千円、平成28年1月に2,700千円、同年2月に550千円をソフトウェアとして資産計上し、同年3月より償却を開始した。

## イ 会計処理の妥当性の検討

### (ア) (ア)取引のうちの16,000千円について

企業会計原則において、収益認識は実現主義によると規定されており、実現主義に基づく収益認識の要件として、一般に「財貨の移転又は役務の提供の完了」とこれに対応する「対価の成立」が求められている（第二,三B）。

#### a 収益認識の妥当性

##### (a) 役務提供の完了

前記ア(イ) a (b)のとおり、対象会社は、D社から作成日付を平成27年9月30日とする検収書を受領している。しかし、対象会社において業務を担当していた部門の週報を見ると、同年9月に納品がなされたことを示す記載は見受けられない一方、同年12月18日に納品されたことが報告されている記載がある。また、当委員会は対象会社に対し、上記検収書以外に、同年9月30日において役務提供が完了したことを示す証拠資料の提出を求めたが、提出を受けられなかった。

以上より、本件取引について、実質的な検収を受けた、平成27年12月18日に役務提供が完了したものと認められる。

##### (b) 対価の成立

本件取引について、D社は、支払期日である平成27年12月30日に、後述する覚書に規定される6,000千円と合わせて、22,000千円を対象会社に対し支払っている。

以上より、対象会社のD社に対する対価は役務提供完了時点で成立していたものと認める。

#### b 結論

以上より、本件取引について、下記のとおり処理することが適切である。

平成 27 年 12 月 18 日

(単位：円)

借方	金額	貸方	金額
売掛金	16,000,000	売上	16,000,000

(イ) (ア)取引のうちの 6,000 千円及び(イ)取引について

本件取引について、前記(ウ) a (a)のとおり、(ア)取引における 6,000 千円の追加と(イ)取引とは、時期が近接しており、金額も近似していることからすると、これらの取引は、いわゆる「バーター」取引の関係にあったものであると認められる。

本件において、(ア)取引にて覚書で追加分として合意された 6,000 千円については、金額の算出根拠に関する当時の資料が残っていない。

また、(イ)取引は、対象会社が D 社に対し 5,400 千円程度の発注をする、ということが先に決まっており、内容は調整の結果決められたものという経緯からすると、対象会社の実需に基づく発注ではないと認められる。さらに、(イ)取引について、対象会社は D 社の業績評価システムの利用権を取得し、また、対象会社に向けたカスタマイズの提供を受けており、同システムの実在性は認められその取得価格も他社の同様のシステムと比較すると不合理ではないと判断される。しかしその後、同システムを利用していないことから判断すると、同システムを利用することにより対象会社が費用削減ないし収益獲得という使用価値を認めることができず、同システムの資産価値を認めることはできない。

以上の事情を総合的に判断すると、(ア)取引の覚書に係る 6,000 千円の増額と(イ)取引は、D 社及び対象会社の売上計上を目的とした取引と認められる。したがって、対象会社における、(ア)取引のうち 6,000 千円についての売上計上、及び(イ)取引に係る 5,950 千円の資産計上は、認められない。

a. 結論

以上より、本件取引について、下記のとおり処理することが適切である。

平成 27 年 12 月 30 日

(単位：円)

借方	金額	貸方	金額
預金	6,000,000	預り金	6,000,000

平成 27 年 12 月 25 日

(単位：円)

借方	金額	貸方	金額
預り金	2,700,000	預金	2,700,000

平成 27 年 1 月 29 日

(単位：円)

借方	金額	貸方	金額
預り金	2,700,000	預金	2,700,000

平成 27 年 2 月 29 日

(単位：円)

借方	金額	貸方	金額
預り金	550,000	預金	550,000
預り金	50,000	雑収入	50,000

#### (4) E 社及び F 社との取引について

##### ア 事実関係

##### (ア) 取引先の概要及び対象会社との関係について

E 社は、インターネットを利用したリユース事業及びリサイクル事業を営んでおり、対象会社は同社の株式を 2 万株（約 1.2%）保有している。F 社は、コンテンツ制作を主な事業としている。

##### (イ) 取引の経過について

##### a 契約の締結及びその内容について

対象会社と E 社は、契約日付を平成 27 年 5 月 1 日とする業務委託契約書を締結した。同契約書において、E 社が対象会社に対し、①iPhone/Android 向けアプリ「●」（以下、「本

アプリ」という。)の作成、②本アプリのデザイン、基本設計、プログラム設計、プログラム作成、コンパイル、テスト、③その他アプリの制作に関連する業務、を委託すること、対価は12,500千円であることが定められた。

一方、対象会社とF社は、契約日付を同月14日とする業務委託契約書を締結した。同契約書において、対象会社からF社への委託業務内容は、上記E社と対象会社間の業務委託契約書に定められた委託業務①ないし③がそのまま記載されている。また、対価については11,875千円と定められた。

#### **b 納品及び検収について**

実際のアプリ制作業務については、F社が作業を行い、対象会社は適宜F社より進捗状況の報告を受けてはいたものの、進捗管理は行っていなかった。検収については、F社の担当者がE社へ出向き、システムの稼働確認、質疑応答対応等を行った。

対象会社はE社より、作成日付を平成27年12月28日とする、上記発注内容についての検収書を受領した。また、F社が対象会社に対し発行した請求書において、納品日は同月28日と記載されている。

#### **c 代金の支払及び対象会社における会計処理について**

対象会社はE社に対し、作成日付を平成28年1月6日とする請求書を発行し、請求書記載の支払期日である同月末日、E社より12,500千円が支払われた。一方、F社は対象会社に対し、作成日付を平成27年12月30日とする請求書を発行し、請求書記載の支払期日である平成28年2月1日、対象会社はF社に対し11,875千円を支払った。

対象会社は同取引につき、平成27年12月に売上げとして12,500千円、売上原価として11,875千円を計上した。

#### **イ 会計処理の妥当性の検討**

企業会計原則において、収益認識は実現主義によると規定されており、実現主義に基づく収益認識の要件として、一般に「財貨の移転又は役務の提供の完了」とこれに対応する「対価の成立」が求められている(第二,三B)。

#### **(7) 収益認識の妥当性**

##### **a 役務提供の完了**

平成 27 年 12 月 28 日に対象会社は E 社から検収書を受け取っている。本件取引については、納品後に追加でシステム開発作業を行ったことを示唆するメールやヒアリング結果は得られなかった。

以上より、本件取引の役務提供は検収書を受け取った、平成 27 年 12 月 28 日に完了していると判断する。

## **b 対価の成立**

E 社は本件取引の支払期日である、平成 28 年 1 月 29 日に 12,500 千円を対象会社に支払っているため、対象会社の E 社に対する対価は成立していると判断する。

### **(イ) 表示の妥当性**

対象会社は、E 社から受注した「●」開発業務を F 社に委託している。本件取引のように、複数の企業を介するソフトウェア関連取引の収益表示方法として、会計実務においては、収益を総額又は純額で認識する方法がある。よって、本件取引について、収益を総額で表示するか、純額で表示するかが問題となる。

この点、『ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱』（以下、「基準」という。）において、特定のユーザー向けにソフトウェアを制作し、提供する受注制作のソフトウェア取引については、第三者であるパートナー（協力会社）にそのプロジェクト管理のすべてを委託しており、販売者が瑕疵担保、在庫リスク、信用リスクなどを負っていない場合には、収益を純額で認識すべきと規定している（基準 1 の②及び 4）。

ここで、本件取引は E 社に「●」を制作し、提供することを目的とするため、基準における受注制作のソフトウェアに該当する。そして、アプリの開発作業について、対象会社は当該作業に加わることなく、E 社と F 社との間で進捗報告等、情報のやりとりを行っていた。よって、対象会社がプロジェクトの管理を担っていたとは認められない。

本件取引における瑕疵担保リスクについて、対象会社は E 社に対し、瑕疵担保リスクを負っているものの、当該業務を F 社に外注しており、瑕疵担保リスクが転嫁されているため、対象会社は瑕疵担保リスクを実質的に負っていないものと認められる。

在庫リスクについて、本件取引の成果物である「●」は、取引開始時に E 社へ納品することが決まっていたため、対象会社は在庫リスクを負っていないものと認められる。

以上より、本件取引について、対象会社はプロジェクト管理のほぼすべてを委託しており、対象会社が在庫リスクを負っていないため、収益は純額で表示することが妥当と認められる。

(ウ) 結論

以上より、本件取引について、以下のとおり処理することが適切である。

平成 27 年 12 月 28 日

(単位：円)

借方	金額	貸方	金額
売掛金	12,500,000	売上高	625,000
		買掛金	11,875,000

(5) G 社及び H 社との取引について

ア 事実関係

(ア) 取引先の概要及び取引開始の経緯について

G 社は、家具製造業を営んでいる。H 社は、イベント運営業務等を営んでいる。対象会社とこれら二社との間に、人的資本的關係はない。

(イ) 取引の経過について

a 契約の締結及びその内容について

対象会社が●にて、平成 27 年 9 月 24 日から同月 29 日開催のマルシェを企画していたところ、G 社から同マルシェへの協賛についての引き合いをうけ、同社より協賛金を得ることになった。一方、対象会社は、マルシェにおいて物品を販売する人員や什器などの手配を H 社へ委託した。

対象会社は G 社から作成日付を同年 9 月 30 日とするマルシェ協賛に係る発注書を受領した。同発注書において、金額は 5,000 千円、支払期日は同年 11 月末とされた。

また、対象会社は H 社に対し、作成日付を同年 9 月 30 日とする、マルシェ運営委託に関する発注書を発行した。同発注書において、委託料金は 4,900 千円とされ、支払期日は 1,500 千円について同年 11 月末、3,400 千円について平成 28 年 1 月末とされた。

b 納品及び検収について



対象会社は G 社に対し、作成日付を平成 27 年 9 月 30 日とする業務完了報告書を発行した。

### c 代金の支払及び対象会社における会計処理について

対象会社は、G 社に対し、同年 9 月 30 日を作成日付とし、5,000 千円の請求書を発行した。

また、対象会社は H 社から、1,500 千円につき、作成日付を同年 11 月 30 日とする請求書、3,400 千円につき、作成日付を平成 28 年 1 月 29 日とする請求書を受領した。

G 社から対象会社への支払、対象会社から H 社への支払は、それぞれ支払期日になされた。

対象会社は、G 社に対する売上げを平成 27 年 9 月に 5,000 千円計上し、H 社への費用を平成 27 年 11 月に 1,500 千円、平成 28 年 1 月に 3,400 千円計上した。

### イ 会計処理の妥当性の検討

企業会計原則において費用計上は発生主義の原則によるものとされ、その発生した期間に正しく割り当てられるように処理しなければならないと定められている（第二、一 A）。

本件取引について、平成 27 年 9 月に H 社の運営のもと、マルシェが開催されている。よって当該費用は平成 27 年 9 月期の費用とすべきである。

以上より、本件取引について、下記のとおり処理することが適切である。

平成 27 年 9 月 30 日

(単位：円)

借方	金額	貸方	金額
外注費	4,900,000	未払金	4,900,000

## 3 過年度決算訂正の内容と影響額

### (1) 過年度決算訂正の会計処理

決算訂正の主な内容は、以下のとおりである。

- ① B 社及び A 社との取引に係る収益及びこれに係る費用を総額表示ではなく、純額表示とする。
- ② C 社との取引において、平成 27 年 9 月期に売上計上した 9,000 千円は同期においては消去し、役務提供が完了したと認められる平成 28 年 9 月期第 1 四半期に売上計上とする。

- ③ D社との取引において、平成27年9月期に売上計上した16,000千円は同期においては消去し、役務提供が完了したと認められる平成28年9月期第1四半期に売上計上とする。加えて、平成27年9月期に売上計上した6,000千円と平成28年9月期第2四半期に計上されたソフトウェア5,950千円を消去する。
- ④ E社及びF社との取引に係る収益及びこれに係る費用を総額表示ではなく、純額表示とする。
- ⑤ H社との取引に係る費用計上は、平成28年9月期ではなく、取引の発生した平成27年9月期に計上する。

(2) 主要な連結財務諸表項目への影響額

過年度決算訂正による主要な連結財務諸表項目への影響額は下記の表のとおりである。

(単位：千円)

期	項目	訂正前	訂正後	影響額
平成27年9月 期 通期	売上高	1,507,513	1,449,513	△ 58,000
	営業利益	171,133	140,779	△ 30,353
	経常利益	172,887	142,533	△ 30,353
	当期純利益	201,862	182,192	△ 19,670
	純資産	2,162,500	2,142,830	△ 19,670
	総資産	4,285,301	4,269,983	△ 15,318
平成28年9月 期 第1四半期	売上高	513,673	526,798	13,125
	営業利益	83,857	104,810	20,953
	経常利益	101,038	121,991	20,953
	親会社株主に帰属する四半期純利益	143,172	156,703	13,531
	純資産	2,253,281	2,247,142	△ 6,138
	総資産	4,479,223	4,479,784	561
平成28年9月 期 第2四半期	売上高	1,062,657	1,075,782	13,125
	営業利益	205,167	229,663	24,496
	経常利益	211,744	236,291	24,546
	親会社株主に帰属する四半期純利益	262,656	278,423	15,767
	純資産	2,266,222	2,262,319	△ 3,903
	総資産	4,539,733	4,533,730	△ 6,003
平成28年9月 期	売上高	1,885,517	1,898,642	13,125
	営業利益	267,336	292,128	24,792

第3四半期	経常利益	280,851	305,693	24,842
	親会社株主に帰属する四半期純利益	300,533	316,517	15,984
	純資産	2,289,876	2,286,191	△ 3,685
	総資産	4,498,096	4,492,416	△ 5,680

#### 4 発生原因

##### (1) 人的資本的関係のある取引先との取引

本件各取引の多くは、対象会社と人的資本的関係のある取引先との取引であった。そのため、受発注や納品・検収等における手続が馴れ合い的になっていたことが窺われ、そのことが本件各取引において問題点が生じた一因であると考えられる。

##### (2) 従来と異なるビジネスの急拡大

本件各取引はいずれも B to B ビジネスであるところ、対象会社のビジネスは従来は BtoC が基本であり、BtoB ビジネスが急増したのが本件各取引当時であった。また、いくつかの取引については、本来は社内向けのシステム開発等を担当する技術開発担当部署が、外部からシステム開発を受注したものであった。

このように、従来と異なるビジネスモデルに基づく取引であったにもかかわらず、それに対応する売上認識基準・計上方法、原価管理、与信方法、工程管理等を整備することなく取引が行われた。すなわち、新たなビジネスモデルに対応する社内体制が整備されていなかったことが、本件各取引における問題点の原因として挙げられる。

##### (3) 事業計画達成に対する強い意識

本件各取引において問題点が生じた一因として、対象会社において全社的に事業計画達成に対する強い意識があったことも挙げられる。

#### 第4 再発防止策について

当委員会は、上記第3の調査結果を踏まえて、以下のとおり、今後、同様の事態が生じることを防止するため、再発防止策を提言する。

### (1) 人的資本的関係のある取引先との取引のチェック体制の整備

前記第3,4(1)で述べたとおり、人的資本的関係のある取引先との間の馴れ合い的ともいえる取引が本件各取引の問題点である。そのため、そのような関係のある取引先との取引については、それ以外の取引以上にチェック機能を働かせる必要がある。

したがって、人的資本的関係のある取引先との取引のみを対象とした特別な稟議システムを設ける等、通常取引とは別のチェック体制を整備することが求められる。

### (2) 従来と異なるビジネスに対応した体制構築

前記第3,4(2)で述べたとおり、対象会社においては急増する従来と異なるビジネスモデルの取引に対応する社内体制が整備されていなかった。

したがって、そのようなビジネスモデルの取引に特有のチェックポイント等を整理し、社内規程や手続を整備する等、従来と異なるビジネスに対応できる社内体制を構築することが必要である。

### (3) 法令遵守意識の強化

前記第3,4(3)で述べたとおり、対象会社における事業計画達成に対する強い意識も、本件各取引の一因であると考えられる。

したがって、そのような事業計画達成への強い意識が不適切な会計処理等を引き起こすことがないように、全社的に法令遵守に関する研修を行う等、法令遵守についてより意識を高めるための施策を実施すべきである。

以 上